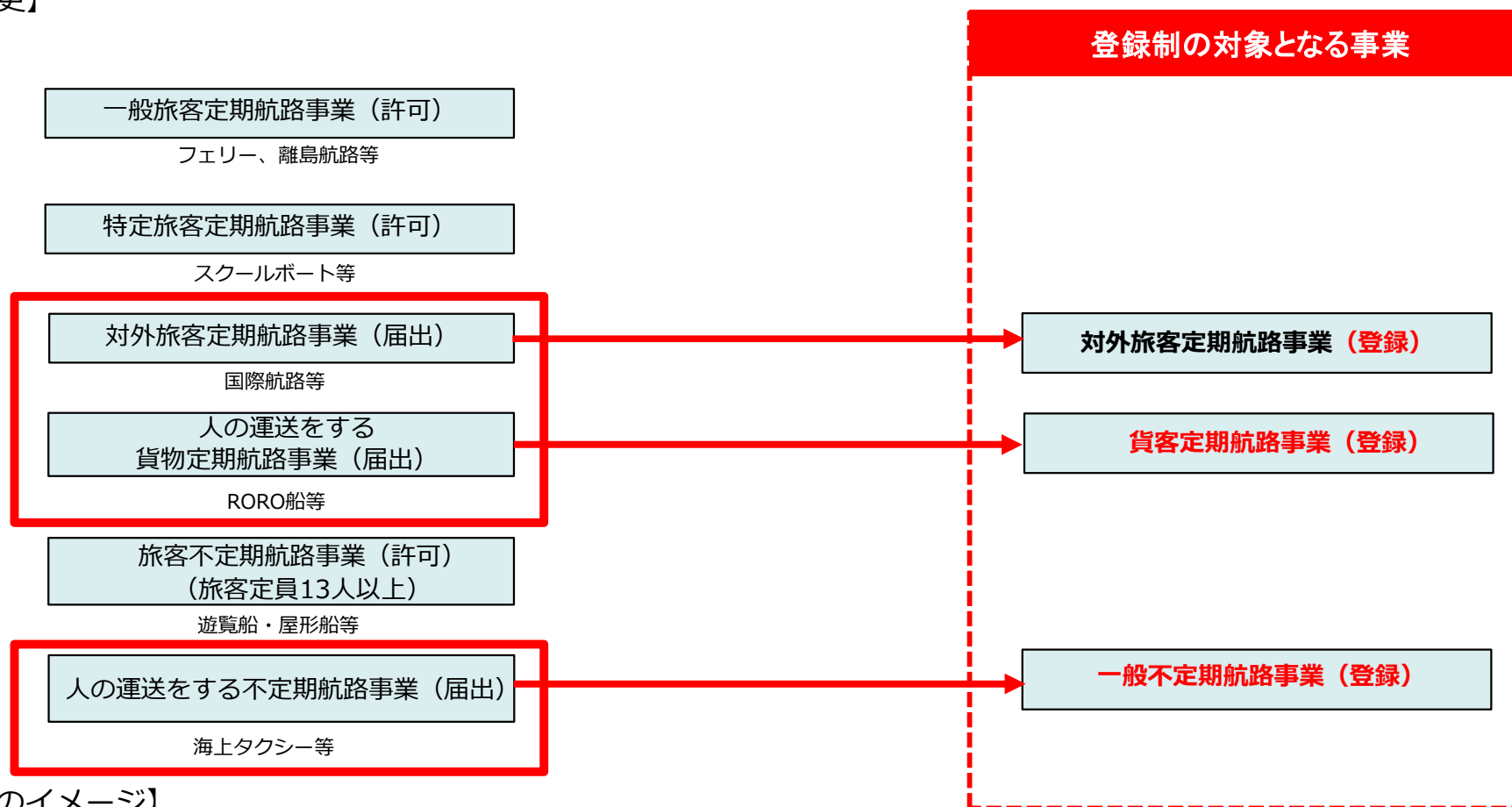


登録制度の導入について

届出制から登録制へ移行します

- 事業の届出制度から登録制度に改め、事業停止や事業取消の行政処分の対象とするとともに、欠格事由の該当確認を行う。

【事業区分の変更】



【スケジュールのイメージ】

	令和6年度	登録制開始	令和7年度	令和8年度	令和9年度
既存事業者	事業開始の届出		経過措置期間中に、登録申請		
新規事業者			新たに事業を始める場合は、登録申請		

【登録申請の記載事項一覧】

※ 赤字で示している箇所は、登録制導入により新たに記載を要する事項

	貨客定期航路事業	一般不定期航路事業
1. 住所及び氏名(法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名)	○	○
2. 法人である場合は、その役員の氏名	○	○
3. 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号	○	○
4. 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離(航路図をもって明示すること。)又は水域(水域図をもって明示すること。)	○	○
5. 使用船舶の明細その他開始しようとする事業の概要	○	○
6. 当該事業に使用する係留施設、水域施設(泊地等をいう。)、陸上施設(乗降施設等をいう。))その他の輸送施設(使用船舶を除く。)の名称及び位置	○	○
7. 運航日程及び運航時刻	○	
8. 運航開始予定期日・事業開始の年月日	○	○
9. 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨客定期航路事業(一般不定期航路事業)を営もうとする場合にあっては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲	○	○
10. 密接関係法人(親会社等、子会社等、グループ内別会社等)の名称及び住所並びにその代表者の氏名	○	○

※ 内航船舶運航事業の内容を記載しています。

1. 住所及び氏名(法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名)

(法人の場合)

住 所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号
名 称 ○○○○○○株式会社
代表者役職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

(個人の場合)

住 所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号
氏 名 ○○ ○○(○○海上タクシー)

2. 法人である場合は、その役員の氏名

代表取締役 ○○ ○○
取 締 役 ○○ ○○
監 査 役 ○○ ○○

添付書類

申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
欠格事由に該当しないことを誓約する書面(申請者及び法人である場合は役員全て)

3. 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

船名	〇〇丸	△△号	□□丸
総トン数	19トン	5トン	30トン
船舶番号又はこれに代わる番号	123-45678東京	234-56789神奈川	123456

4. 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離(航路図をもって明示すること。) 又は水域(水域図をもって明示すること。)(※)

(※)「及びそれら相互間の距離」に関しては貨客定期航路事業に限る

(※)「又は水域(水域図をもって明示すること。)」に関しては一般不定期航路事業に限る

<2地点もしくは3地点間輸送を行う場合>

〇〇港 ~ (△km) ~ 〇〇港 ~ (△km) ~ 〇〇港 (別紙航路図のとおり)
【起点】 【寄港地】 【終点】

<起終点が同一の遊覧事業を行う場合>

〇〇港 ~ 〇〇港 □□港内遊覧事業 (△km) (別紙航路図のとおり)
【起点】 【終点】

<もっぱら一定の水域を運航する場合>【一般不定期航路事業に限る】

〇〇港内 (別紙水域図のとおり)

添付書類

航路図又は水域図

5. 使用船舶の明細(第一号様式による。)その他開始しようとする事業の概要(※)

(※)「その他開始しようとする事業の概要」に関しては一般不定期航路事業に限る

使用船舶の明細(海上運送法施行規則 第一号様式)

(その他開始しようとする事業の概要として記載する内容)

運航の時季又は運航年月日 :

乗合旅客の運送、貸切旅客の運送の別 :

通勤・通学もしくは観光客等の主要旅客の概要 :

添付書類

使用船舶の明細(海上運送法施行規則 第一号様式)

船舶国籍証書(写し)又は小型船舶登録事項通知書(写し)

船舶検査証書(写し)

船舶検査手帳(写し)

傭船契約書(写し)(※他者の船舶を傭船する場合に限る)

締結されている又は締結する予定の船客傷害賠償責任保険(旅客定員1名当たり5,000万円以上を賠償限度額とする保険)の内容がわかる書類(運航開始までに、保険証券等(写し)の提出を要する)

6. 当該事業に使用する係留施設、水域施設(泊地等をいう。)、陸上施設(乗降施設等をいう。)その他の輸送施設(使用船舶を除く。)の名称及び位置

(係留施設の名称及び位置)

- ・名称:〇〇港 〇〇岸壁(〇〇栈橋)
- ・位置:〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号

(水域施設の名称及び位置)

- ・名称:〇〇港内
- ・位置:〇〇港～〇〇港(別紙の航路図のとおり)

(陸上施設)

- ・名称:〇〇営業所(待合所)
- ・位置:〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号

7. 運航日程及び運航時刻(※) (※)貨客定期航路事業に限る

【運航日程】

毎日

【運航時刻】

4月～9月

〇〇港発	△△港着	△△港発	□□港着		〇〇港着
06:00	07:00	07:30	09:00		18:00

10月～3月

〇〇港発	△△港着	△△港発	□□港着		〇〇港着
07:00	08:00	08:30	10:00		17:00

8. 運航開始予定期日・事業開始の年月日

令和〇年〇月〇日

9. 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨客定期航路事業（一般不定期航路事業）を営もうとする場合にあっては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲（※）

（※）特定の範囲の人の運送をする場合に限り記載を要する

需要者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号
需要者の氏名又は名称	〇〇〇〇〇〇株式会社
運送する人の範囲	〇〇会社の従業員

添付書類

当該運送に係る契約書（写し）又は契約の申込みがあった旨を証するに足りる書類

10. 密接関係法人(親会社等、子会社等、グループ内別会社等)の名称及び住所並びにその代表者の氏名(※)

(※)該当がない場合は記載を要しない

(親会社等)

住 所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号

氏 名 ○○○○○○○株式会社

代表者役職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

(子会社等)

住 所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号

氏 名 ○○○○○○○株式会社

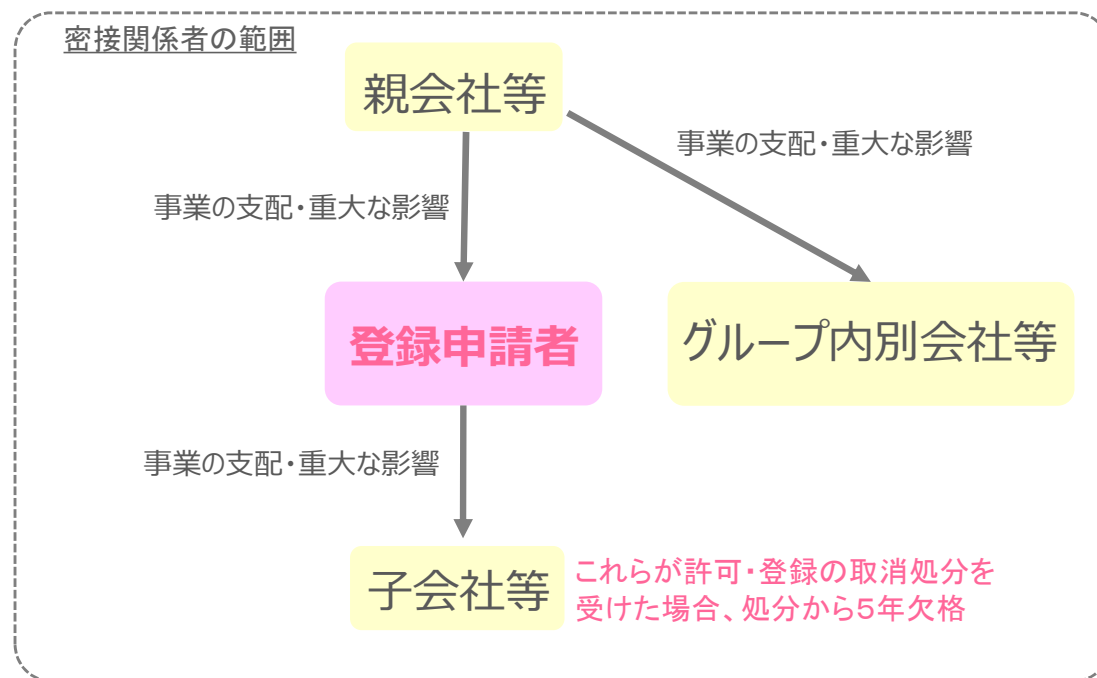
代表者役職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

(グループ内別会社等)

住 所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号

氏 名 ○○○○○○○株式会社

代表者役職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○



○登録事業者の登録簿を作成し、地方運輸局の事務所に備え置き、インターネット等に公表することとする。



○以下の情報を登録簿に記載し公表することとする。

- ・登録年月日及び登録番号
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・航路の起点、寄港地及び終点又は航行する水域
- ・当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号
- ・当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

現行制度の課題

- ・ 許可事業者であれば、欠格事由による一定の参入規制、重大な法令違反等を起こした事業者に対する許可取消等の行政処分の対象としている。
- ・ 他方で、届出事業者の場合は、欠格事由の規定がないため、事前に参入を規制する規定がない。また、事業取消、事業停止といった行政処分の対象となっていないため、運航が継続できてしまう。

欠格事由

- | | |
|---------------------------------------|-----------------|
| 1. 1年以上の懲役又は禁固刑を受けた者 | (欠格期間：執行終了から5年) |
| 2. 許可・登録の取消処分を受けた者 | (欠格期間：取消処分から5年) |
| 3. 密接関係者（親会社等）が許可・登録の取消処分を受けた者 | (取消処分から5年) |
| 4. 処分逃れの廃業を行った者 | (廃止届出の日から5年) |
| 5. 法定代理人が1・2・4に該当するとき（申請者が未成年者等である場合） | (5年) |
| 6. 申請者（法人）の役員が1・2・4・5に該当するとき | (5年) |

行政処分

重大な法令違反等を起こした事業者に対して、輸送の安全の確保に関する命令に加え、下記の行政処分を対象とする。

- ・ 登録の取消処分
- ・ 事業停止命令
- ・ 船舶等使用停止命令

登録免許税（新規の登録を受ける際に発生）

- ・ 貨客定期航路事業 → 登録(航路ごと)1件につき1万5,000円
- ・ 一般不定期航路事業 → 登録(事業者ごと)1件につき1万5,000円

(参考) 対外旅客定期航路事業については、登録(航路ごと)1件につき9万円

変更・廃止・承継

- ・ 登録を受けた内容に変更があった場合は、遅滞なく届け出を要する。
- ・ 事業を廃止する場合は、廃止する30日前までに届け出を要する。
- ・ 事業譲渡、合併若しくは分割、相続があった場合は、承継の申請を要する。
※ 欠格事由に該当しないことについて、確認を受けたときに限り、その地位を承継することができる。

船客傷害賠償責任保険

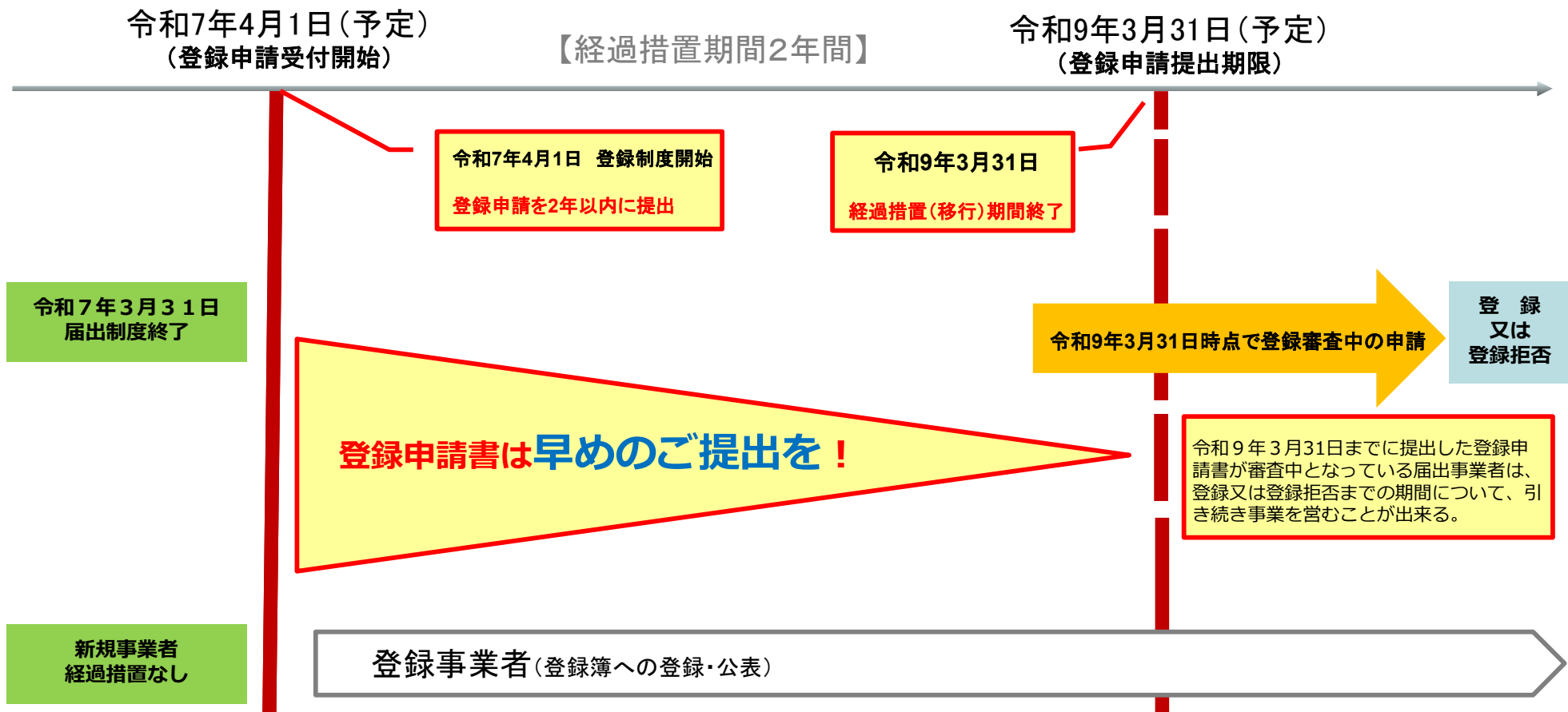
- ・ 届出事業について、3,000万円から5,000万円に引上げが行われた。
(令和6年10月1日より施行。ただし、現に締結されている保険については、有効期間まで有効であり、次回の保険更新時に引上げを行うこと。)
- ・ 登録制度移行後も、保険の加入状況や商品構成を踏まえ、引き続き5,000万円とする。
(ただし、保険の加入状況や商品構成の変化を踏まえた将来の保険料の限度額の引上げ状況も踏まえつつ、今後1億円を推奨していく。)

(参考) 外航事業については、1億円に引き上げ

経過措置

- ・ 施行日の前日（令和7年3月31日）までに届出を行っている者は、2年間（令和9年3月31日）登録を受けなくても、引き続き事業を営むことができる。
- ・ 登録を受けず、引き続き事業を営むことができる経過措置期間（2年間）内においても、みなし登録事業者として、登録の取消処分、事業停止命令及び船舶等の使用停止命令の対象となる。

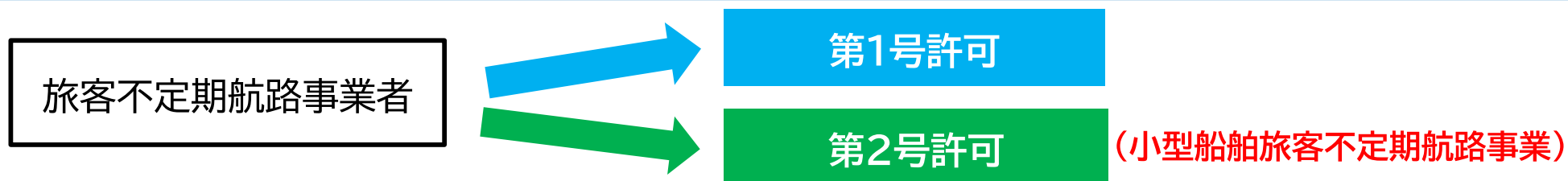
新事業区分(登録制度)への円滑な移行のため、経過措置期間中の**早いタイミングでの申請にご協力ください**



(参考)小型船舶旅客不定期航路事業者について

お願い

- 令和6年4月1日より旅客不定期航路事業のうち、**小型船舶（総トン数20トン未満）のみをその用に供する旅客不定期航路事業（第2号許可）**が新設され、事業許可更新制度を導入されたところです。
- 令和6年4月1日以前から当該事業を営んでいる事業者におかれましては、**令和9年3月31日まで**に第2号許可への認可申請が必要となります。
- 第2号許可への円滑な移行のため、**早期の認可申請**にご協力をお願いいたします。



小型船舶旅客不定期航路事業への円滑な移行のため、経過措置期間中の**早いタイミングでの申請**にご協力ください

